

8-1-1

原子力利用準備調査会関係経過

30. ~~5~~ 10/19

1. 原子力の平和的利用に関する準備的調査を行うため、閣議決定（昭和29年5月11日）により内閣に原子力利用準備調査会が設けられた。（別紙）

2. 調査会の委員（総務当初）は下記の通りである。

- | | | |
|-------|---------|-----------|
| 会 長 | 緒方 竹 虎 | （副総理） |
| 副 会 長 | 愛知 樫 一 | （経済審議庁長官） |
| 委 員 | 小笠原三九郎 | （大蔵大臣） |
| | 大 庭 茂 雄 | （文部大臣） |
| | 愛知 樫 一 | （通商産業大臣） |
| | 石川 一 郎 | |
| | 茅 誠 司 | |
| | 藤岡 由 夫 | |

3. 調査会に下記の幹事を以て構成する幹事会を設けた。

- | | | |
|-----|--------|-------------|
| 幹 事 | 佐々木義 武 | （経済審議庁計画課） |
| | 森永 貞一郎 | （大蔵省主計局長） |
| | 稲田 清 助 | （文部省大学々術局長） |
| | 岩武 照 彦 | （通商産業省官房長） |
| | 駒形 作 次 | （工業技術院長） |

(1)

c111-005-018

委員 安芸 岐 一 (資源調査会副会長)

4. 才ノ田原子力利用準備調査会 (昭和29年6月18日) 緒方会長の挨拶の後、藤岡委員より原子力利用に関する説明があり議事に入った。

議事 (1) 調査会内規について

(2) 調査に関する今後の方針について

以上の議事について事務局案を検討の上、一部修正して決定した。(別紙 2, 3, 4)

5. 才ノ田原子力利用準備調査会 (昭和29年6月30日)

才ノ田の決定事項を事務局より報告、各委員了承した後議事に入った。

議事 (1) 原子力予算 (工業技術院予算2億3千万円)

の実施方針について

(2) 総合部会の設置について (藤岡委員提案)

(1) について駒形幹事より説明があり、調査会としての方針を決定した。(別紙 5)

(2) については、総合部会を設置し、そこで

細部を検討の上、調査会を必要に応じて開

会することに決定した。

(2)

6. { 予算実施については、工業技術院に原子力予算打合せがあり各部会 (調査、材料、構造、資源) が改められ、細部を検討している。 }

7. 才ノ田原子力利用準備調査会総合部会 (昭和29年9月15日)

愛知副会長 (石原経番次長代理) の挨拶の後、部長を石原経番次長に決定した。次いで以下の報告が行われた。

報告 (1) 原子力に関する一般情勢、駒形専任委員

(2) 調査会全通説明 佐々木 幹事

(3) 通産省予算打合せの全通説明、駒形幹事

次いで次の議事に入った。

議 事、総合部会の課題について

総合部会の課題については、ウラン資源の政策的措置についての予算打合せより調査会への申入れ事項、原子力関係の法制上の問題、或いは一般的な原子力政策等の問題についての紹介が行われた。

次いで各専任委員の要望もあり、一応総合部会の原子力平和利用の根本原則に関する申合せ案を (3)

幹事が作成することに決定した。

8. 才2回原子力利用準備調査会総合部会(昭和29年
9月24日)

先ず朝日新聞社調査研究室長田中慎次郎氏より“原
子力の国際管理に関する一般情勢”についての説明を
聴取した。

ついで議事に入り、前回幹事に作成を依頼された
“総合部会申合せ”について、幹事案を検討の上一部
修正決定した(別紙6)。

次いで以下の報告が行われた。

- 報告 (1) 各国の原子力関係法制の概要、佐々木幹事
(2) ウラン資源の取扱に関する要請概要、青山専
任委員、
(3) 放射性同位元素について、佐々木幹事

9. 才3回原子力利用準備調査会総合部会(昭和29年
10月4日)

先ず前回に決定された申合せを確認した後次の議事
に入った。

議 事 (1) 通産省予算打合せ各部会報告、各部長
(4)

(2) 小型実験用原子炉築造を目標とする調査研
究に関するスケジュールについて、

(1)(4)について質疑応答あり、予算打合せよりの申
入事項を早急に総合部会で検討すること、並びに
原子炉築造を目標とする調査研究のスケジュール
を予算打合せにて更に細部におたり検討すること
になった。

10. 才4回原子力利用準備調査会総合部会(昭和29年
10月27日)

議 事 (1) ウラン資源の法的措置について

去る9月9日付を以て原子力予算打合せより申入
れのあったウラン資源の法的措置につき討議し、幹
事会案が提出された。今回は通産省鉱山局及び地質
調査所より特に出席を求めた。

ウラン資源の探査を実施する方面よりの強い要望
があり、更にウラン資源の探査に関する調査法及び
将来のわが国におけるウラン資源の管理について、
幹事会で研究の上、更に総合部会で検討することと
なった。

(5)

11. 才5箇原子力利用準備調査会総合部会（昭和29年
12月8日）

議事 (1) ウラン資源の法的措置について

(ロ) 「日本の原子力問題」（原子力白書）の作成
発表について

(ハ) 原子力に関する枠構について

(1) ウラン資源の法的措置については、前日に
引継ぎ幹事会において検討の結果作成した試
案に基づき種々検討したが、結局現在実施され
つゝある探査の状況をも検討の上、今直ちに
立法措置はとらず差し当り現行法の下で探査
を進め、その見直しをたてることが必要であ
り、またウラン資源の管理についても将来に
あたり慎重に検討を重ねるべきであるとの意
見が多く、この線にそつて調査会に答申する
こととなつた。

次いで、

(ロ) 日本の原子力問題（原子力白書）の作成発表
について検討を重ねたが、この点については、
(6)

一般国民の原子力に対する正しい認識を深め
るため必要であるとの意見が多く、今後十分
検討の上具体的に作成を進めることとなつた。

次いで、

(ハ) 原子力に関する枠構についての議題に入り
事務局で作成した之に関する問題点に関する
資料に基づき、各委員による自由討議を行つた
が、今後十分に検討を重ねることとなつた。
次に科学技術行政協議会を中心に検討されてい
る放射性物質の取締法案についての中商報告を
中泉専門委員より聴取した。

12. (昭和29年12月下旬、海外における原子力開発
状況を調査するため、29年度原子力予算により、藤
岡由夫氏外14名が欧米諸国に出張し30年3月帰朝
した。

13. 才1次鳩山内閣の成立により、国務大臣たる委員が
次のように任命された(30年1月17日)。

会長 重光 葵 (副総理)
副会長 高 橋 謙之助 (経済審議庁長官)

委員 一石田尚登 (大蔵大臣)
安藤正純 (文部大臣)
石橋湛山 (通商産業大臣)

14. 30年1月11日付在日米大使館よりの口上書に
より、米国における外国人原子科学技術者訓練計画
に対し参加を招請して来たが、主として時間的互争
情から止むを得ず原子力利用準備調査会の会議を閉
かす参加の可否、人選等に関する事項について会長
及び委員の委任により幹事その他の関係者により構
成される選衡委員会において決定することとし、同
委員会において検討を重ねた結果わが国からも人員
を派遣することにし、人選等を行った。その結果に
ついては来るべき総合部会の追認を求めることとし
た。

15. 昭和30年2月1日付国連事務総長よりの来る8月
ジュネーブにて開催される原子力の平和的利用に関す
る国際会議への招請状が外務省に到達したが諸般の
事情から調査会の会議を閉かす会長及び各委員の了
承を得てわが国としてこれに参加することに決定し、
(8)

本件については外務省を中心に関係各省において参加
準備を進めることを了承し、目下準備が進められてい
る。

16. 才の国原子力利用準備調査会総合部会(昭和30年
3月31日)

議事 (イ) 米国における外国人原子力科学者訓練計画へ
の参加について
(ロ) 原子力の平和利用に関する国際会議への参
加について
(ハ) 原子力に関する機構について

最初(イ)、(ロ)の議題について総合部会に報告了承を
求めた後、(ハ)原子力に関する機構について暫定的に經
審において検討中の原子力利用準備室の設置ならびに
工業技術院に設置される原子力課等に関し経過報告を
行い了承を求めた。更に根本的な問題として恒久的な
機構等については今後成可く早い機会に検討すること
となった。

次いで藤岡委員より原子力海外調査団の滞朝報告が
行われた。

なお、専門委員兼幹事に下記の者が追加されること
となった。(4月18日付発令)

専門委員兼幹事 河崎一郎(外務省国際協力局長)

17. オ2次鳩山内閣の成立により委員の一部が次のよう
に変更された(30年4月4日)

新 旧

委員 松村謙三 安藤正純

18. オ7回原子力利用準備調査会総合部会(昭和30年
4月21日)

議題(1) 原子科学技術訓練のための海外留学生の派
遣について

(2) 原子力に関する対外関係の基本方針につ
いて

(1)については事務局案について種々検討を加え別紙
の通り決定し、またオ2回アルゴン又派遣留学生につ
いては、その細部は原子力予算打合会に委任すること
に決定した。(別紙7, 8)

(2)について米国から申入れのあった濃縮ウランの受
入れに際し、最初河崎専門委員より経過説明があつた
(10)

三
内

後技術的向題、法律的向題にわたり検討を行った。全
く技術的向題としてみれば提供申出を受け入れること
が望ましいとの意見が多かつた。

しかし法律的には今後慎重に検討すべきであるとの
意見が述べられ、またこの向題と関連してわが国の原
子力に関する基本方針並びに責任機関等を確立するこ
とが急務であるとの意見が出された。

この向題は更に次回において継続して検討すること
となった。

19. オ8回原子力利用準備調査会総合部会(昭和30年
4月30日)

議題(1) 原子科学技術訓練のための技術者の海外派
遣について

(2) 原子炉開発の方針について

(3) 日本学術会議の原子力に関する原則につ
いて

最初(1)について前回の決定の確認を求めた後(2)の議
事に入った。

藤岡委員より近く完成予定の海外調査団の報告につ
(11)

てその概要の説明があった。
原子炉開発の基本方針は調査団の意見を十分に参考にしながら、調査会としての具体的決定をなすべしとする意見が多く出たが、結論としては従来の経緯があるので今回欠席の我妻委員の意見を聞き次回の検討に委ねることとした。

(4)の議事については、「主旨を了承して今後基本方針を検討作成する場合にその様にならざるべし」ということに決定された。(別紙9)

(三)濃縮ウランの受入れの問題

最近の情勢の分析及び受入れの可否等についての討議が行われていたが結論は次回に持越された。

20. オ9回原子力利用準備調査会総合部会(昭和30年5月16日)

議題 原子力の開発方針について

最初藤田委員より先に政府に提出された原子力海外調査団の報告があった後討論に入ったが、之については、最初に基本方針を確立すべきで、その後においてその方針に則り濃縮ウランの受入を考えるべきである
(12)

三四
外

との議論し、両者を併行して行くべきであるとの議論に二分されたが、濃縮ウランの問題は近日中に開催される調査会において審議されることを了承した。

21. オ3回原子力利用準備調査会(昭和30年5月19日)

議題 原子力開発の方針について

最初石原総合部会長より従来の経緯について報告があった後議事に入り、オ9回総合部会において決議された濃縮ウランの受入れに関し審議を行ったが一部内容を修正の上之を決定した。(別紙10)

22. 濃縮ウラン受入れのためアメリカ合衆国と交渉に入る件については5月20日の閣議において了解され、直ちに交渉に入ることとなった。

23. オ10回原子力利用準備調査会総合部会(昭和30年5月28日)

議題 原子力に関する機構について

議事概要

最初オ3回原子力利用準備調査会の結果について部会長より報告があり、次いで外務省側より、上記調査会の決議及び5月20日の閣議了解に基づき行われてい
(13)

る濃縮ウラン受入れに関する日米間の交渉経過について説明があつた。この報告に続いて、各委員から、協定締結に当つては、原子炉の型、条件等、重要事項については、能う取り総合部会の議を経て行われるべきであるとの意見が出されたが、結局、外交固有の性質上、或は行政府の責任上、政府として独自に処理することが適當である事項を多く含んでゐるので、必要に応じて総合部会に対し意見を求めることとする旨了解された。

次に、原子力に関する機構については、配布資料に基づき、議題の主旨説明があつたのち、審議に入つたが、機構を考える場合には先ず、管理対象分野を確定すべきであるとする意見、実施機関はなるべく既存の機関を活用するのが、適當であるとする意見、管理機関は、行政委員会制的なものとするのが望ましいとする意見、管理機関の設置については努めて、雄大な構想を以て考えるべきであるとする意見、或は、特に強力な統轄機関は設けず、各分野の研究、結果を常に掌握してゐることが可能な程度の機関で足りるとする意見等、可
(4)

四
四

成り、多様な見解が示されたが、結論としては、配布資料について、各委員の充分な検討を俟つて、次回の総合部会で、あらためて、討議を行うこととされた。

24. 才ノ回原子力利用準備調査会総合部会（昭和30年6月9日）

議題、原子力に関する機構について

議事概要

初め、外務省側より、双務協定締結のための日米交渉の経過についての報告が行われたが、米土協定才ノ条の如き規定の存否に関する問題を中心として、各委員より活発な質疑応答がなされた。結論として、この問題に関しては、かかる規定の存在は望ましくないとする専任委員及び学界の意向は、石原部会長を通じて関係関係に対し、充分伝えられることとして、了承された。

次いで本日の予定議題たる原子力開発に関する機構について審議が行われた。先ず、関連事項として、先般衆議院商工委員会においてなされた科学技術庁設置に關係する決議の内容及びその成立経緯等について説
(5)

明が行われ、次いで原子力関係に関する機構の問題について各専門委員から意見が出されたが、当日の意見の範囲内では、管理機構としては、国務大臣を長とする行政委員会制度とし、委員会は専任の委員を以つて構成することが適当であるとする意見が秀かった。

なお、行政委員会制度とした場合、生ずると思われる委員会と内閣との間の責任の問題等行政法上及び運営上の諸題が指摘され、これについても討議が行われたが、時間の関係等で全委員の意見の表明が行われず、次回(6月27日)において引続きこれを行うこととした。

25. 才ノコ回原子力利用準備調査会総合部会(30年6月27日)

議題、原子力関係に関する機構について

議事概要

初め、外務省側より、濃縮ウラン受入れのための日米協定に関する両国間の交渉の経過について報告が行われた。次いで中東委員より、特に、アイソトープ等の取締に関する問題は、将来の原子力に関する機構の(16)

所掌事項を決定する際の重要事項の一つとして取扱われたき旨の希望が表明され、了承された。

本日の予定議題たる原子力関係に関する機構問題については、主として行政委員会方式に対する批判的意見が表明され、これを中心として審議が行われた。即ち、管理統括機関については、過去の実績に照し、委員会制度が責任帰属の不明確性及び行政効率の低下を証明している点及び、原子力に関する行政は非常に広範囲にわたることが予想されるが、これらを全て一の機関に集中することは事実上着るしく困難である点等の理由から、例えば既存の総理府の外局的な機関を拡充強化する程度を以つて足り、その行う事務としては、原子力関係に関する基本方針の企画立案、関係行政機関の総合調整等とする方が適当であるとする意見があった。これに対し原子力行政の民主性及び独立性の見地から、このような型態の行政機関は余り好ましくないとする意見もあつたが、結局次回以後の検討に任せられることとなつた。

次いで実施機関については、恒久的機関の問題とは(17)

一応別箇に、現在、日米原子力協定に基づき近い将来において濃縮ウランを受入れることが予想される事態に鑑み、これに対し、責任のある実施機関をして資金、施設等の諸準備を行わせる必要があるが、目下の状況では立法措置を伴う恒久的機構の設立は、時間的に困難であるという理由により、とりあえず暫定的に財団法人を設立する必要がある旨の意見が提出されたが、結局その具体的な内容等についての審議は、次回以降に任された。

26. 30年6月21日ワシントンにおいて濃縮ウランの受入れのための「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」案につき仮調印が行われた。

27. オ13回原子力利用準備調査会総合部会(30年7月7日)

- 議題 1. アルゴンタ原子炉訓練学校における訓練計画(オ2回及びオ3回)について、
2. 原子力開発に関する機構について、

議事概要

(18)

五
四

初め、外務省側より、去る6月21日仮調印された「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の概略及びこれに伴い今後締結さるべき貸貸取極の予想される内容の概要等について説明が行われた。

次いで、同じく外務省側よりアルゴンタ原子炉訓練学校の訓練計画(オ2回及びオ3回)について最近の事情の報告が行われた。

次の議題たる原子力開発に関する機構については、恒久的な管理統括機関及び実施機関の整備は立法措置を要するところであり、これが実現までにはお相当の日数を要すると考えられるが、近く予想されている濃縮ウランのアメリカよりの受入れに伴い、とりあえず当面の実施担当責任者を決め、諸般の準備を行わせる必要がある。このための暫定的機関として緊急に財団法人の設立を要する旨の提案が行われたが、本件に関連して、二、三の委員より、根本的な機構の設立は可及的速かに行われるべきであり、且つ、この機構としては行政委員会制度が最適であるとする旨の意見

(19)

が提出され、又、現在放射性同位元素協会で取扱れて
いるアイトソーアの輸入、配分等に関する事務の遂行
には種々の点があるので、設立さるべき財団法人の事
業にはこれをも含ませしめるべきであるとする意見があ
ったが、これらの点に関し審議検討の結果「原子力の
研究、開発を推進するために必要な実施機構の緊急整
備について」の通り、議決された。(別紙11)

28. 7月1日付で専門委員兼幹事に下記の者が任命され
た。

行政管理庁管理部長 岡部 史郎

29. オ々回原子力利用準備調査会(30年7月27日)

議事 原子力の研究開発を推進するために必要な実
施機構の緊急整備について

議事概要

最初、石原総合部会長より総合部会の経過について
報告があった後、河崎専門委員よりジュネーブで開催
される原子力平和利用国際会議に関する情勢等につい
て報告があった。

次いで議事に入り、近く予定される日米原子力協定
(20)

五
六
外

の締結に伴い受け入れられる濃縮ウランの実施責任機関
として財団法人を設立し之に担当せしめることにつき
検討を加えたが、総合部会の決議通り、之を了承した。

30. 30年7月29日の密議において、オ々回原子力利
用準備調査会の決議の主旨を諒としこの線に沿って政
府としても財団法人の設立に快がる旨了解された

(別紙12)

31. オ々回原子力利用準備調査会総合部会(30年8月
1日)

議題 原子力開発に関する機構について

議事概要

研頭部会長より、前回の総合部会で議決された暫定
的実施機構たる財団法人の設立に関して、7月27日
原子力利用準備調査会で同様趣旨の議決が行われ、こ
の件については究とも連繋を保ちつつ、設立の時期等
について先に仮調印が行われた濃縮ウラン等の受入に
関する日米協定の正式調印並びに貸借取極めとも脱み
合せつつ、決定するとの発言があった。この際外務省
当局より、日米協定関係について、現在のところ新ら
(21)

しい事態の進展はない旨の補足的説明が行われた。
次いで、原子力開発機構の整備に関する議事に入り、「原子力に関する法律の立法に当り検討すべき事項」を明瞭のもの、本件の取扱について質疑が行われた。先ず又苗島専門委員より鉍物関係について早急に立法措置を講じては如何との質問がなされ、中泉専門委員より、アイソトープの取締法案について現在までの審議経過の説明があり、両件については、青山、倉田両専門委員の希望もあり、鉍物関係については、小委員会を設置して検討することとし、アイソトープ関係については、行政管理及び科学技術行政協議会において、なお意見調整の後成案次第本部会の審議を至るものとする旨の意向が表明された。次いで我妻専門委員より基本理念、開発方針の規定に関して、現在ではこのような抽象的な規定のみを内容とする立法は適当でなく、今后立法に際しては、その他の点についても具体的な規定を加えたいと立法すべきである旨の発言があり、これに加えて新しく設立される財団法人についても権限、監督、人事等総合部会で審議しその上で
(22)

大
外

関係方面と交渉に入るべきであるとの意向が明らかにされた。その後本件について茅委員より寄附行為中に実験用原子炉の操作に伴う原子力の基礎研究を意味する適当な表現を加えたいとの希望があり、又朝永専門委員より研究所の取組の身分について、国立大学附属研究所研究員の処遇と同様、研究の自由等を認めることが必要であると発言があった。なお財団法人設立に当り、外務省より、濃縮ウラン等の取扱に関連してその監督には外務省も他省と同様当ることとしたい旨の意向が併せ表明された。

以上の他、茅委員から原子力の研究開発についての将来の実施機構として将来、発電を目的とするに際しては特殊法人としての公社がよいと思うが、この場合公社を作ることに付いて、研究員の参加を求める点からみて、この特殊法人は基礎的な研究も含めることが適当であろうとの発言が併せ行われた。

次いで部会長より来年度予算の取扱について意見を求め、大蔵省より概算要求は9月15日までに、その後にも11月末までに金額が判明すればよろ
(23)

しいと思うが、要求額が多額であると同題である旨説明があり、次いで茅委員より来年度予算要求については基本計画の策定が必要であり、これについて先の海外調査団報告を検討しなければならぬだろうが、短期的にみても今年と同林工業技術院予算に計上することが適切であろうとの発言があった。

最後に部会長より、本日の会議の結果、来年度予算とも関連して原子力用能に関する政策小委員会、原料物質小委員会を設けることとし、その組織については別途依頼するものとし、アイソトープ取締法案については、前記の如く成案次才報告を受け、審議するものとし、原子力法の立法に際しては経済企画庁において法案を作成することとする旨の発言があり閉会した。

32、才ノ5回原子力利用準備調査会総会(部会)30年9月20日)

- 議題、
1. 財団法人原子力研究所の設立について、
 2. 原子力用能に関する機構について
 3. 才2回及び才3回アルゴン又派遣留学生について、

(24)

ウラン鉍探査に関する措置について、
議事概要、

1. 財団法人原子力研究所の設立について、

最初事務当局より設立の経緯、所要経費等について説明があり、次いで石川委員より財界における寄附金の取まとめ状況等について説明があった。

次いで財田の業務内容、原子力に関する基礎研究を行うものとしてその範囲、内容、将来の特殊法人への移行等の諸点について検討が加えられ、寄附行為もその線に沿って修正が行われた。

2. 原子力用能に関する機構について、

先づ統括機構の任務について各省の事務を統括するものが、又は原子力行政を全部まとめてやるかについて検討したが、これについては単なる総合調整のみでなく原子力行政をとりまとめてやるのが適当であるとの意見、総合調整よりも総合企画に重点をおいてやるべしとする意見、原子力は一般の科学技術とは異なるので原子力関係だけを一本として機構を考えるのが適当であるとの意見等が述べられ検討が加

(25)

えられたが、現在行政審議会において科学技術庁の
設置に関して検討が加えられることとなっており、
原子力問題もその一環として包含されている関係も
あるので結論を出不ず行政審議会での審議の状況を
勘案して今後検討を重ねることとなつた。

3. オ2回及びオ3回アルゴン又派遣留学生について
駒形専門委員よりオ2回分留学生についてその送衛
の経過について報告があつた後、オ3回の取換につ
いて検討したが、結局従来どおりに送衛を行うこと
となつた。

4. ウラン鉍探査に関する措置について
通産省鉍山局より提出された措置案について検討
を行い、ウラン鉍を法定鉍物とすること並びに探査
促進のため特別法を制定し、その他探鉍奨励金の支
付、政府買上等を行うとする案について審議を行つ
たが、更に小委員会において検討することとなつた。

33. 現在の委員、専門委員及び幹事は別紙の通りである。

(別紙 13)

(別紙 1)

原子力利用準備調査会の設置について

29. 5. 11.
閣議決定

原子力の利用に関する準備的事項について調査するた
め、臨時に左記により、閣議決定に基く事実上の機関と
して、内閣に原子力利用準備調査会(以下「調査会」と
いう。)を設定するものとする。

記

1. 調査会は、委員 10 人以内をもつて組織し、委員は
関係行政機関の長及び学識経験者のうちから、内閣総
理大臣が任命又は委嘱したる者をもつてあてる。
2. 調査会に必要に応じて専門委員を置く。
3. 調査会に幹事を置く。
4. 調査会の庶務は、差し当り、至清審議庁がつかさど
る。

(別紙2)

原子力利用準備調査会内規

昭和29.6.18.

第1条 原子力利用準備調査会(以下「調査会」という)は、左に掲げる事項について、原子力の平和的利用に関する準備的な調査を行うものとする。

1. 基本方針に関する事項
2. 法令及び制度に関する事項
3. 調査及び研究に関する事項
4. 経済及び技術に関する事項
5. 資源に関する事項
6. 放射線による危害防止に関する事項
7. その他重要な事項

第2条 調査会は、前条に定める事項について、必要に応じて、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとする。

第3条 会長は、会務を統理する。

第4条 副会長は、会長をたすけ、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 会長及副会長がともに事故があるときは、会長があ

(28)

らがあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6条 調査会の会議は、会長が招集する。

第7条 調査会は、必要に応じて、部会を置くものとする。部会に、部会長を置く。

第8条 部会長は、部会の事務を掌理する。

第9条 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

第10条 調査会は、必要があると認めるときは、学識経験がある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第11条 調査会に、調査会の庶務を行わせるため書記若干名を置く。

書記は、至済審議庁の職員の中から、至済審議庁長官が任命する。

(注. 第7条は30.2.1改正により追加)

第12条 この内規に定めるものの外、調査会の議事及運営に関し、必要な事項は、会長が調査会にはかつて定める。

(29)

(別紙3)

原子力利用準備調査会(才7回)申合事項

(昭和29.6.18)

1. 会議には原則として、関係者以外のものは列席せしめないものとし、必要があるときは、関係者の出席をも制限するものとする。
2. 会議の内容につき公式な公表をする場合は、至済審議庁において行うものとする。

(別紙4)

原子力利用準備調査会調査事項

1. 基本方針に関する事項
 - (1) 原子力の利用目的に関する事。
 - (2) 研究開発の順序に関する事。
 - (3) 研究開発の体制に関する事。
 - (4) 生産方式に関する事(原子炉の型式の選定)
 - (5) 国際的取極に関する事。
2. 法令及び制度に関する事項
 - (1) 原子力法等の制定に関する事(作成時期、内容及び作成方法等)
 - (2) 原子力に関する諸機構について
3. 調査及研究に関する事項
 - (1) 資料の蒐集、整理及び保管等に関する事。
 - (2) 資料の交換及び利用に関する事。
 - (3) 海外情報の取扱に関する事。
 - (4) 研究事項の調査分担に関する事。
4. 至済及び技術に関する事項
 - (1) 原子力利用の日本至済に及ぼす影響に関する調査

(2) 関係技術部門との連絡調整に關すること。

5. 資源に關する事項

(1) 国内資源の調査に關すること。

(2) 原料物質の輸入に關すること。

6. 放射線による危害防止に關する事項

7. その他重要事項

(1) 原子炉開発に要する所要至費に關すること。

(2) 特許に關すること。

(3) 広報に關すること。

内二

(33)

(別紙5)

原子力利用関係予算について

昭和29. 6. 30
原子力利用準備調査会

昭和29年度予算に計上された原子力平和的利用研究補助金及びウラニウム資源調査費の実行に關し、その基本方針を次の通りとする。

1. わが国將來のエネルギー供給源及びその他原子力の平和的な利用を行うものとする。

2. 前項の目的に資するため、小型実験用原子炉を築造することを目標としてこれに關連する調査研究及技術の確立等を行うものとする。

(附記) 前各項の原子力の平和的利用に當つて

は、特に放射能の危害防止についても調査研究するものとする。

(別紙6)

原子力利用準備調査会総合部会申合せ

昭和29.9.24

我が国における原子力の研究開発を進めるに当っては
平和的利用を根本原則としているので、左記の諸事に注
意するものとする。

1. 原子力の研究開発に関しては、可及的に公開する
よう努めること。
2. 原子力の研究開発に関しては、衆知を集めるよう
努力すること。
3. 原子力の研究開発に関しては、我が国の自主性を
そこなわないようにすること。

(34)

(別紙7)

原子科学技術訓練のための技術者の海外派遣について

30.4.22
計画第二課

1. 原子科学技術者の海外における訓練計画で、現在わ
が国も参加しているものとしては、アイゼンハウアー
米大統領の原子力の平和的利用に関する提案に基づき、
米国において実施中の外国人原子科学技術者の訓練計
画(シカゴ、アルゴンヌ国立原子力研究所及びオーク
リッジ原子核研究所)があるが、今後原子力の平和的
利用に関する国際的協力関係が推進される結果、米国
においても上記計画以外にも各種の訓練計画が実施さ
れることが予想され、又米国以外の諸国においても、
この種の計画が逐次実現されることも予想されるので
これら海外における訓練計画が実施され日本政府に対
し当該国政府から参加の招請があつた場合、日本政府
の訓練計画に基づき原子科学技術訓練のために技術者を
海外に派遣する場合等日本政府から技術者を海外に派
遣する場合の基本的事項を次のように定め、その趣旨
に基づいて具体的事項を処理するものとする。

(35)

2. 原子科学技術訓練のための技術者の派遣に関する基本的事項は、原子力利用準備調査会総合部会（以下「総合部会」という。）において決定するものとする。
3. 前項にいう基本的事項として総合部会に審議決定すべき事項は、派遣の可否、目的（例えば原子炉築造のための直接的要員の訓練のため、又はわが国の原子力に関する全般的な技術水準の向上を図るため等）派遣人員数、専門分野、費用及び帰国後の義務、設置されるべき送衛委員会の構成等の事項とし、その決定は、具体的に技術者を海外に派遣する問題が発生した都度当該訓練計画の目的、わが国の原子力研究開発に及ぼす影響、効果等を検討のうえこれを行う。
4. 具体的な人選等の細目は、当該訓練計画の目的、内容等により送衛委員会において審議決定し、その結果については、総合部会に報告することとする。
5. 派遣人員の送衛については、特に下記の事項について留意するものとする。
- (1) 募集送衛には努めて時間的余裕を多くとり、広範囲よりの選出を可能ならしめるよう配慮するとともに

- に候補者の国内における予備学習に便ならしめる。
- (2) 人選は努めて関係各専門分野にわたるよう計画的に行う。
6. 海外留学のための費用の分担区分については、当該訓練計画の目的、内容等によりその都度決定し、留学生の帰国後の義務についてもこれに対応して決定する。

(別紙8)

才2回アルゴン又派遣留学生選衡要領

30.4.22
経審計画部

米国シカゴ、アルゴン又国立原子力研究所における外国人原子力科学技術者訓練計画は、アイゼンハウアー米大統領の原子力平和的利用に関する提案に基くものであり本年3月より既にその才ノ回訓練が開始されている。

才ノ回訓練計画には、わが国からも数名参加しているが、才ノ回分については、主として時間的な事情から止むを得ず原子力利用準備調査会の会議を開かず参加の可否、人選等に関する事項について会長及び委員の委任により幹事その他の関係者により構成される選衡委員会において決定したが、才2回分については、「原子科学技術訓練のための技術者の海外派遣について」に基いて、その要領を下記の通りとする。

1. 派遣目的

技術者の派遣は、わが国における実験用原子炉築造のため必要な要員の訓練を目的とする。

2. 専門分野及び派遣人員数

(38)

原子力予算打合会にその決定を委任する。

3. 送衡方法

送衡委員会の構成、募集の方法等の細目は原子力予算打合会に委任する。

4. スケジュール

5月上旬 募 集

5月下旬 送 衡

6月上旬 人選決定

(候補者の国内学習約5ヶ月間)

11月1日 開 校

5. 費用及び帰国後の義務

費用は工業技術院原子力予算から支出する方針とし、留学生帰国後の義務については、原子炉の築造に協力することを送衡の基準とする程度に止め、留学生の提出する誓約書の表現は、具体的に個々の実情に応じて決定する。

(39)

(別紙9)

庶発オクノノ号

昭和29年10月28日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 緒方竹虎 殿

日本学術会議議長

茅 誠 司

原子力の研究、開発、利用に関する措置について

わが国で、原子力の研究およびその開発、利用をはじめめるについては、政府において、少なくとも次の諸条件を保障するための措置をとられたい。ここに本会議第18回総会の議により申し入れます。

1. 原子力の研究、開発、利用は、あくまで平和目的に限定し、その軍事的利用に導くおそれあるものの介入は、絶対にこれを排除すること。
2. 原子力の研究、開発、利用は、もつぱら国民の福祉の増進、わが国の経済自立への寄与を目的とすること。

(40)

3. 原子力の研究、開発、利用およびその成果に関する重要な事項は、すべて国民がこれを知ることができるよう、公開されること。
4. 原子力の研究、開発、利用は、あくまで民主的な運営の基に自主的に行われ、安易な外国への依存はこれをさげること。
5. 原子力の研究、開発、利用に関する機関の要員については、日本国憲法によつて保障された基本的人権をとくに十分尊重すること。
6. 原子力の研究、開発、利用については、それにとりもなう放射線による障害に対する対策、特にその予防のために予め万全の措置を講ずる。
7. 核分裂性物質又は核分裂性物質の原料となる物質は、国民の利益のために、厳重に管理されるべきこと。

(41)

(別紙10)

才3回原子力利用準備調査会議決事項

本年1月7日付在日アメリカ合衆国大使館口書によるアメリカ合衆国政府の濃縮ウランの提供とこれに伴う技術等の援助の申入れについては、下記方針のもとにアメリカ合衆国政府と交渉を速かに開始することを妥当と考える。

記

1. わが国における今後の原子力開発の一環として、適当な条件のもとに濃縮ウランならびにこれに伴う必要の技術等の援助の提供を受けるものとする。
2. なお、本件受入と平行して、わが国の原子力開発に必要な体制を速かに整備するものとする。

(42)

議決事項 (別紙11)

30. 7. 7

原子力の研究、開発を推進するために必要な
実施機構の緊急整備について

原子力の研究、開発を促進するための機構の整備については、原子開発の基本方針とも関連し、先般来慎重に検討が加えられつつあるが、過被曝調印が行われ、近く実施を予定されている「原子力の非軍事利用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に基づく濃縮ウラン、実験用原子炉等の受入れの関係もあり、緊急に国内における実施機構を整備する必要があるので恒久機構の確立を急ぐと共に、とりあえずそれまでの暫定措置として財団法人を設立することを妥当と考える。

(備考)

なお、本財団法人の内容については、できるだけ詳細にわたって、本部会の審議を尽くすこととする。

(43)

〔別紙12〕

原子力の研究、開発を急速に推進するための
暫定的実施機関としての財団法人の設立に関
する件

30. 7. 21

閣議了解

原子力の研究、開発を急速に推進するための別紙のよ
うな才々回原子力利用準備調査会の議決を諒とし、暫定
的な実施機関として財団法人を設立することが適当と考
えられるので、政府としてもこれが急速な設立に協力す
るものとする。

(44)

四五

別紙

原子力利用準備調査会議決事項

原子力の研究、開発を推進するために必要な
実施機関の緊急整備について

原子力の研究、開発を推進するための機関の整備につ
いては、原子力開発の基本方針とも関連し、先般来慎重
に検討が加えられつつあるが、過般仮調印が行われ、近
く実施を予定されている「原子力の非軍事的利用に関す
る日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に基く
濃縮ウラン、実験用原子炉等の受入れの関係もあり、
緊急に国内における実施機関を整備する必要があるので
恒久機関の確立を急ぐとともに、とりあえずそれまでの
暫定措置として財団法人を設立することを適当と考える。

(45)

(別紙13)

原子力利用準備調査会名簿

会長	副総理	重光 葵
副会長	経審長官	高崎 達之助
委員	大蔵大臣	一万田 尚 登
"	文部大臣	松村 謙 三
"	通産大臣	石橋 湛 山
"		石川 一 郎
"		茅 誠 司
"		藤 岡 由 夫
幹事	経済審議府計画部長	佐々木 義 武
"	外務省国際協力局長	河 崎 一 郎
"	大蔵省主計局長	森 永 貞 一 郎
"	文部省大学々術局長	稻 田 清 助
"	通商産業省官房長	岩 武 照 秀
"	通産省工業技術院長	駒 形 作 次
"	資源調査会副会長	安 芸 敏 一

(46)

幹事 行政管理庁管理部長 岡 節 史 郎

総合部会

部会長	石原 武 夫	経審次長
専門委員	我 妻 栄	東大教授
"	田 中 二 郎	"
"	井 上 敏 夫	日銀副総裁
"	朝 永 振 一 郎	東京教育大学教授
"	内 田 俊 一	東京工科大学長
"	青 山 秀 三 郎	早大教授
"	中 泉 正 徳	東大教授
"	久留島 秀三郎	同和鉱業社長
"	倉 田 主 税	日立製作所社長
"	佐々木 義 武	経審計画部長
"	河 崎 一 郎	外務省国際協力局長
"	森 永 貞 一 郎	大蔵省主計局長
"	稻 田 清 助	文部省大学々術局長
"	岩 武 照 秀	通産省官房長
"	駒 形 作 次	通産省工業技術院長

(47)

専門委員 安芸 皎一 資源調査会副会長
" 岡部 史郎 行政管理庁管理部長